

中古バイクの広告宣伝を行う際の チェックマニュアル

- チェックポイントと違反事例 -

社団法人 自動車公正取引協議会

目 次

中古バイクの広告表示のポイント

景品の提供のポイント

中古バイクの広告宣伝における違反事例

．価格、その他の取引条件に関する不当表示

- 1．「超激安」「超特価」等の表示
- 2．不当な二重価格表示

．品質、その他の取引内容に関する不当表示

- 1．「新古車」「新同車」等の表示
- 2．「極上」等の表示
- 3．「完全整備」等の表示
- 4．走行メーターを交換した場合の表示

．おとり広告等

- 1．実際には販売することができないバイクの掲載
- 2．販売するものとは異なるバイクの写真の掲載

【中古バイクの広告表示のポイント】

・ 広告における必要表示事項

新聞や雑誌、インターネット等に中古車の販売価格を掲載する場合は、以下の事項を必ず表示しなければなりません。

1 チヨダ AX400R	
4 現金販売価格 29.8 万円	2 平成14年式 走行7,800km 3 レッド 検18年8月 ・品質についてはお尋ね下さい 6 保付 整付 修無
7 掲載価格には、保険料、税金（消費税を除く）、 8 諸費用は含まれていません。 9	

1 車名及び主な仕様区分・・・車名と、車種を特定するための仕様区分を表示

2 年式（原付を除く）・・・初度登録（検査）年を表示（不明の場合はその旨を表示）

3 製造国名（国産車を除く）

4 販売価格（消費税込み価格）

- 1) 「現金販売価格」(保険料や税金、諸費用等を含まない価格)で表示する場合は、「保険料、税金(消費税を除く) 諸費用は含まれていない旨」を付記
- 2) 「現金支払総額」(保険料や税金、諸費用等を含んだ価格)で表示する場合は、それぞれの内訳(金額)を付記
- 3) カスタマイズ車の場合は、カスタマイズの内容、費用の内訳及び合計金額を表示
- 4) 割賦販売価格を併記する場合は、「頭金の額」、「支払回数及び支払期間」、「割賦(ローン)手数料の料率(実質年率)」を表示
- 5) 残価設定ローンの場合、ローン終了時の条件を表示

5 走行距離数

- 1) 走行距離計に示されたキロ数を表示
- 2) 走行距離数に疑義がある場合は、「？」及び「推定キロ数」を表示、推定できる根拠がない場合は、「？」及び「不明」と表示
- 3) 改ざんが明らかな場合は、「改ざんされている旨」を表示
- 4) 自社でメーターを取り替えた場合は、「メーターを取り替えた旨」及び「取替え前・後」のキロ数を表示

6 自動車検査証の有効期限（軽二輪、原付は自賠責保険の有効期限）

7 保証の有無・・・保証の費用が販売価格に含まれ、保証書が付いている場合は、「保証付き」と表示

8 定期点検整備実施の有無・・・納車時まで法定定期点検整備を実施して販売する場合は「定期点検整備付き」、実施しないで販売する場合は「現状販売」と表示

9 メインフレームの修正・交換歴の有無

10 車両の品質・・・「品質については販売業者に尋ねられたい旨」の付記でも可

11 通信販売の必要表示事項・・・通信販売を行う旨を表示する場合は、以下の内容を表示

- 1) 送料が必要な場合には、その額を表示
- 2) 代金の全部又は一部の支払いが車両の引渡し前である場合には、支払いの時期を表示
- 3) 申込みの有効期限がある場合には、その期限を表示
- 4) 販売台数の制限等、特別の販売条件がある場合には、その内容を表示
- 5) 請求により通信販売の詳しい販売条件を記載した書面を遅滞なく交付する旨を表示

12 公取協会会員である旨の表示

保証の有無等をマークを用いて表示する場合は、マークの意味を注記等により明瞭に表示すること。
掲載全社が「保証付き」、「定期点検整備付き」等の場合は、1台毎ではなく、一括表示（「全車保証付き」）等でも可。

・ 特定事項・用語の表示

1．写真と販売価格

販売価格を表示する場合は、広告に写真を掲載した車両の販売価格を表示すること

関連事例 14ページ

2．最上級を意味する用語

「首位」、「最高」等の最上級である旨を表示する場合は、裏付けとなる客観的根拠を付記すること

3．「完全」、「完ぺき」等の表示

「完全」、「完ぺき」、「絶対的な」等の用語は、客観的・具体的根拠に基づき、社会通念上、妥当な範囲を超えない程度において使用すること

関連事例 11ページ

4．検2年付の表示

「検2年付」と表示する場合は、法定24ヶ月点検整備に要する費用を販売価格に含めて表示すること

・ 不当表示の禁止

次のような表示は不当表示です。絶対に行わないこと。

1．販売価格の不当表示

例：広告には「お買い得車1万円」と表示しながら、実際にはオークション会場から店舗への陸送費として別途3万円を請求

2．二重価格表示

中古車は1台毎に品質の異なる特定物であり、時間の経過とともに価値が下がる商品です。また、中古車と新車は同一商品ではありません。したがって、「市価」、「自店旧価格」、「新車価格」等を比較対照価格とした二重価格表示を行うことはできません。

関連事例 8ページ

3．走行距離の不当表示

例：走行距離計を操作して巻き戻し、巻き戻したキロ数を実走行キロ数として表示

関連事例 12ページ

4．メインフレームの修正・交換歴の不当表示

例：メインフレームに修正・交換歴があるにもかかわらず、「無」と表示

5．保証に関する不当表示

例：「全車保証付き」と表示したが、実際には有償保証であった

6．「新古車」等の表示

関連事例 9ページ

7. 「激安」、「超特価」等の表示

関連事例 7ページ

8. 割賦販売条件に関する不当表示

例：「低金利3%」と表示したが、実際には割賦元金が30万円までの場合に適用されるもので、30万円を超える場合、低金利は適用されないもの

9. 消費税に関する不当表示

例：販売価格を安くみせかけるため、消費税抜きの価格を表示し、消費税を別途請求

. おとり広告の禁止

1. 取引を行う準備がなされていない、又は実際に取引に応じることができない場合

例：実際には販売することができない中古バイクを広告に掲載し、消費者からの電話等による問い合わせには現車がある旨を伝えて来店を促し、来店した消費者に対して「掲載車両は売却済である」などの理由をつけて別の中古バイクの購入を勧めるもの

関連情報 13ページ

2. 販売期間等に限定があるにもかかわらず、限定条件が明瞭に表示されていない場合

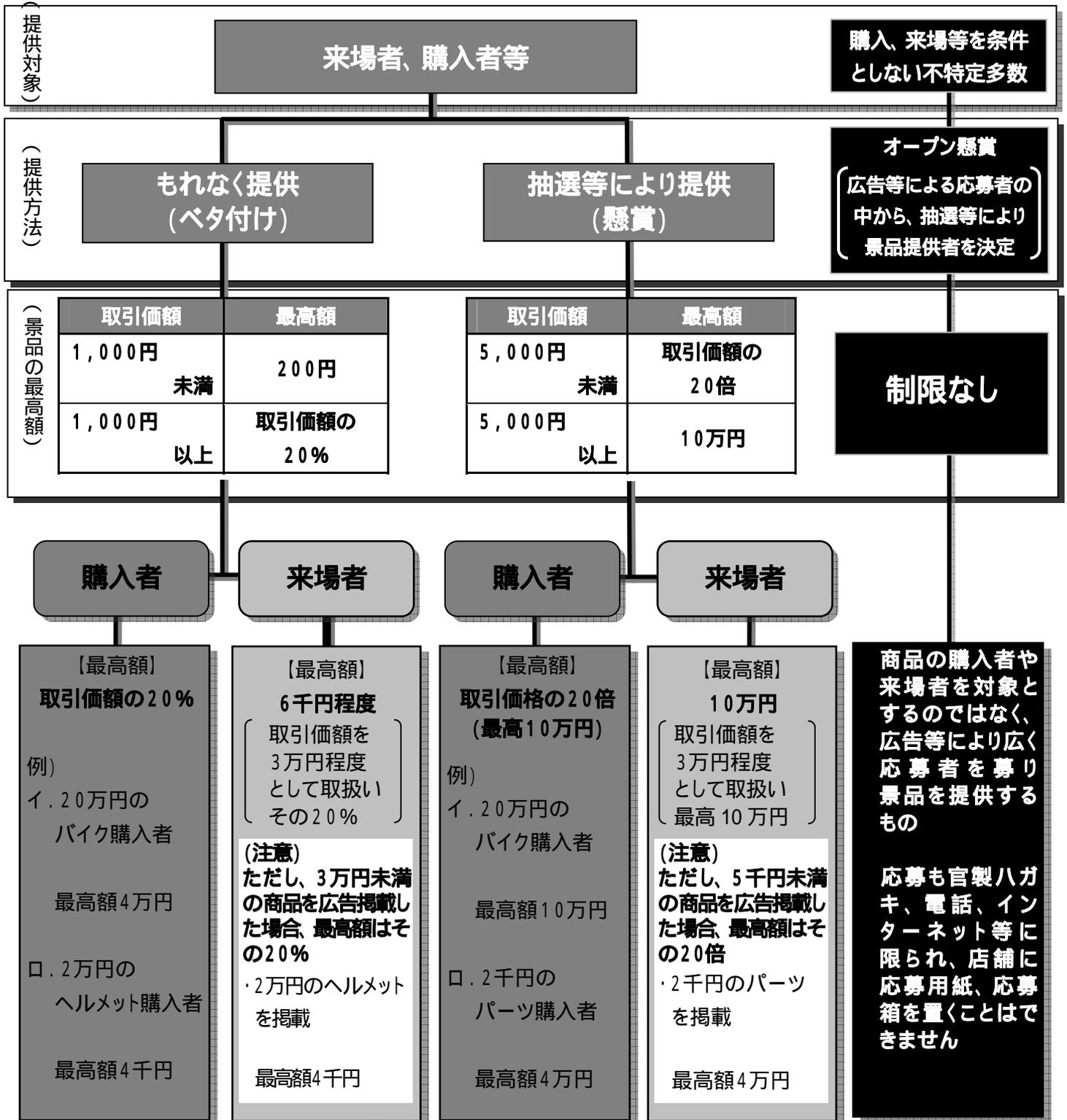
例：新春フェアにおいて、お買い得車を販売する旨の広告を行ったが、当該車両はフェア期間の初日にのみ販売するものであり、2日目以降は販売することができないにもかかわらず、販売期間に限定がある旨が明瞭に表示されていないもの

3. 合理的理由なく取引の成立を妨げる、又は実際に取引する意思がない場合

例：特別なお買い得車を販売する旨の広告を行ったが、実際には広告の車両を販売する意思は最初からなく、来店者に対して「このクルマは品質上問題がある」などと難点をことさら指摘し、他の中古バイクを購入するよう勧めるもの

【景品の提供のポイント】

景品規制の概要（景品類の提供方法と最高額）



【中古バイクの広告宣伝における違反事例】

・ 価格、その他の取引条件に関する不当表示

1. 「特価」、「激安」等の表示

違反事例



21

超特価!

6.8万円

ホンダ ライブディオ50 ZX

●イエロー ●整備付 ●保証付

問題点!

「超特価」と表示している。
必要表示事項〔走行距離数、車検証（自賠責保険）の有効期限、メインフレームの修正・交換歴の有無〕が表示されていない。

チェックポイント

「超特価」、「超激安」等の表示は、一般消費者に販売価格が著しく安いものであるという誤認を与えるおそれがあるため、表示することはできません。

公正競争規約 第18条第6項

必要表示事項の正しい表示例

現金販売価格

6.8万円

ホンダ ライブディオ50 ZX

●走行6700km ●自賠責08年3月 ●保証付
●整備付 ●修なし

2. 不当な二重価格表示

違反事例



3 Vertemati S570EJ

¥900,000

修無

シルバー、
検新規、走900km、
道内初入荷!? イタリアの
種馬! 新車価格185万円

問題点!

新車価格を比較対照価格とした二重価格表示をしている。
必要表示事項〔年式、保証の有無、定期点検整備実施の有無〕が表示されていない。

チェックポイント

新車と中古車は異なる商品ですので、新車価格を比較対照にした二重価格表示はできません。

公正競争規約 第18条第9項、同第13項

品質、その他の取引内容に関する不当表示

1. 「新古車」「新同車」等の表示

違反事例



問題点!

「新同車」と表示している。
必要表示事項〔車検証（自賠責保険）の有効期限、保証の有無、メインフレームの修正・交換歴の有無〕が表示されていない。

チェックポイント

「新古車」「新同車」等の表示は、一般消費者にあたかも新車であるかのような誤認を与えるおそれがあるため、表示することはできません。

公正競争規約 第17条第2項

その他にも、「ナンバー付き新車」「新車同様」等の表示もできませんので注意が必要です。

2. 「極上」等の表示

違反事例

超極上車



3 03年 カワサキ バルカン1500クラシックツアラー Fi

93.24
万円

ワイン/ゴールド 検19/2 走:17983Km
希少インジェクション車 ケースに小キズ有

問題点！

「超極上車」と表示している。
必要表示事項〔保証の有無、定期点検整備実施の有無、メインフレームの修正・交換歴の有無〕が表示されていない。

チェックポイント

「極上車」、「品質最高」等の表示は、実際のものよりも著しく優良であるかのような誤認を与えるおそれがあるため、表示することはできません。

公正競争規約 第17条第8項

品質を表示する場合の正しい表示例

3 03年 カワサキ バルカン1500クラシックツアラー Fi

現金販売価格

93.24
万円

ワイン/ゴールド 検19/2 走:17983Km
保証付 整備付 修復歴無

公取協基準に基づく品質評価は全て「良好」

3. 「完全整備」等の表示

違反事例



1

97年式 NS-1 レア車

26.3万円

シルバー
走行13,163km
~~ほぼ新品~~ 同程度でもう1台あり
完全整備済み

ホンダ 50cc

整備済

問題点！

「完全整備済み」と表示している。
必要表示事項〔車検証の有効期限〕が表示されていない。

チェックポイント

「完全な・・・」、「完ぺきな・・・」、「絶対的な・・・」等の用語は、その内容が社会通念上、妥当な範囲を超えない程度において表示することになっているため、「完全整備」等の用語は使用することはできません。

公正競争規約 第16条第1項第3号

整備の実施についての表示例



DREAM認定保証中古車

当店でご購入いただいた中古車は、87項目ものチェックをしたうえで整備し、保証をお付けいたします。
Honda DREAMだから、中古車も安心です。

- 6ヶ月又は1万kmの保証付きです。
- ※126cc以上のスポーツ車（スクーターを含む、コンペモデルは除く）。
- DREAM盗難補償システムに加入できます。
- 87項目の点検・整備を実施し保証書を発行します。

4. 走行メーターを交換した場合の表示

違反事例



59 HONDA FTR223	
¥189,000	02年式、ブラック、 走3.555km、 1年保証、 メーター交換有
保	修無

問題点！

走行メーターを交換している車両であるにもかかわらず、交換前・後のキロ数が表示されていない。
必要表示事項〔車検証の有効期限、定期点検整備実施の有無〕が表示されていない。

チェックポイント

走行メーターを取り替えた場合は、「走行メーターを取り替えた旨」並びに「取替前及び取替後のキロ数」を表示する必要があります。

公正競争規約 第12条第1項、中古車に関する施行規則 第3条第1項～第3項

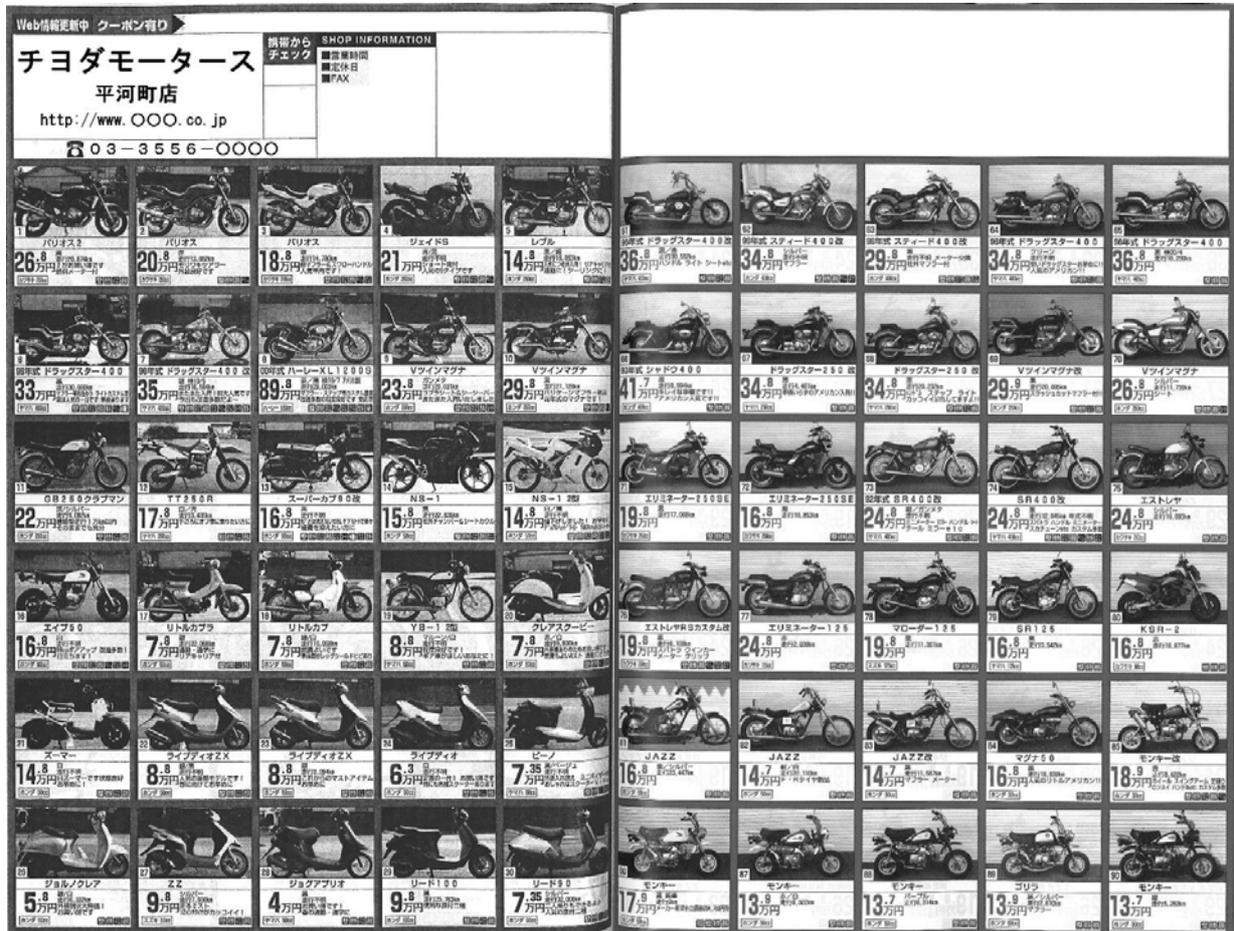
走行メーターを交換した場合の正しい表示例

59 HONDA FTR223	
¥189,000 <small>(現金販売価格)</small>	02年式、1年保証、 走行メーター交換車 (交換前3200km 交換後2400km)
保 整無 修無	

．おとり広告等

1．実際には販売することができないバイクの掲載

違反事例



問題点！

情報誌にはいつも60台以上の中古バイクを掲載しているが、販売店に行くと10台程度しか展示するスペースがなく、残りの車両についても販売することができないものであった。

チェックポイント

実際には取引の準備ができていない、あるいは取引に応じることができない車両（過去に販売した車両等）を掲載することはおとり広告になりますので、そのような表示をすることはできません。

公正競争規約 第19条第1項第1号

2. 販売するものとは異なるバイクの写真の掲載

違反事例



問題点！

実際に販売する車両と異なる車両の写真に掲載した。

チェックポイント

写真を掲載する場合は、販売価格を表示した車両の写真を掲載しなければならず、他の車両の写真を掲載することはできません。実際に販売する車両よりも、外観、グレード等が優れた写真を掲載した場合、一般消費者に品質等が実際のものよりも優良であるかのような誤認を与える不当表示になるおそれがあります。

販売する車両の写真がない場合の正しい表示例



取材等の都合で写真が間に合わなかった場合は、写真なしで掲載

中古バイクの「定期点検整備」や「保証」の表示と「納車整備費用」等との関連について

中古バイクを販売する際の「納車整備費用」等について、店頭のパライスカードや広告における「定期点検整備」や「保証」に関する表示等との関連で整理すると、以下のようになります。

1. 「納車整備費用」等を請求することができるケース

「現状販売」（「定期点検整備なし」）の場合で、以下の表示をしている場合は「納車整備費用」等を請求することができます。

〔現金販売価格を表示している場合〕

「納車整備費用が別途必要である旨及びその額」を表示している場合

〔現金支払総額を表示している場合〕

支払い総額の内訳として納車整備費用を表示している場合

ただし、下の「整備の内容に問題があるもの」に該当する場合は除きます。

2. 「納車整備費用」等を請求することができないケース

〔定期点検整備や保証に関する表示との関連で請求できないもの〕

(1) 「現状販売」（「定期点検整備なし」）の場合で、以下の表示をしていない場合

「納車整備費用が別途必要である旨及びその額」（現金販売価格の場合）

支払い総額の内訳としての「納車整備費用」（現金支払総額の場合）

(2) 「定期点検整備付き」（「検2年付き」、「検付き」、「車検整備付き」等含む）と表示した場合

「定期点検整備付き」とは、12ヶ月又は24ヶ月定期点検整備以上の整備を実施し、その費用が販売価格に含まれているものをいいます。

(3) 「保証付き」と表示した場合で、「納車整備」等の実施が保証を付ける条件となっている場合

「保証付き」とは、保証に要する費用が販売価格に含まれているものをいいます。保証に要する費用（保証内容が「メーカー新車保証継承」である場合の保証継承を受けるための定期点検整備費用を含む）が販売価格（本体価格）に含まれていない場合は、「保証付き」と表示することはできません。

ただし、「有償で保証を付けることができる旨」を表示することは問題ありません。

表示例）「有償保証あり」、「保証（別途2万円）あり」

〔整備の内容に問題があるもの〕

(1) 実際には整備を何も実施していない場合

(2) 実施している整備の内容に問題がある場合

中古バイクを展示・販売するに当たり、販売店として当然行うべき作業に要する費用である場合

例) ・ 仕入れたバイクを点検（チェック）するための作業に要する費用

・ 洗車、ワックスがけ等の作業に要する費用

「販売店として当然行うべき作業に要する費用」は、販売価格（本体価格）に含まれるべきものであり、「納車整備費用」、「納車点検費用」、「納車準備費用」、「納車費用」等の名目で購入者に請求することはできません。

中古バイクの「定期点検整備」、「納車整備」等と品質評価の関連について

中古バイクを販売する際の「定期点検整備」及び「納車整備」等の実施と、品質評価（評価の実施時点）の関係等を整理すると、以下のようになります。

定期点検整備 実施状況	定期点検整備付き 「検2年付き」、「検付き」等も 同様	現 状 販 売 (定期点検整備なし)	
「定期点検整備費用」 の請求	不 可 「定期点検整備費用」は、 <u>販売価格に含めて表示</u> しな ければなりません。		
「納車整備費用」等 の請求	不 可 「定期点検整備付き」の場合、 <u>「納車整備費用」を別途請求</u> <u>することはできません。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・「納車整備費用等が <u>別途必要である旨</u> <u>及び整備費用の額</u>」 ・<u>支払い総額の内訳と</u> <u>しての納車整備費用</u> が表示されている場合 <div style="text-align: center;">可</div> <p>(15ページ「整備の内容 に問題があるもの」を除く)</p>	左記の表示 がない場合 <div style="text-align: center;">不 可</div>
評価書による品質評価 (評価の実施時点)	<div style="text-align: center;">展示時点の品質状態</div> <div style="text-align: center;">納車時(整備実施後) の品質状態</div> <p>この場合は評価書に「整備実施 後の品質状態である旨」を付記 しなければなりません。</p>	<div style="text-align: center;">展示時点の品質状態</div> <div style="text-align: center;">納車時(整備実施後) の品質状態</div> <p>この場合は評価書に 「整備実施後の品質状態 である旨」を付記しなけれ ばなりません。</p>	<div style="text-align: center;">展示時点の 品質状態</div>